

社会保険庁関係について

平成18年3月22日

厚生労働省

【 目 次 】

I 厚生年金・国民年金の適用、徴収、相談等について、原則全ての業務を対象に包括的民間委託を行うこと。包括的民間委託が困難なものがある場合には、当該業務の特定と最低限必要な人員の規模を明らかにすること。	1
II 上記の業務の包括的民間委託を前提とした場合、引き続き実施する必要がある関連業務の特定と最低限必要な人員の規模を明らかにすること。	1
III 労働保険との適用・徴収業務の一元化による事務事業の見直しを行うこと。	10
IV 次の点に留意しつつ、事務事業とその執行体制の抜本的な見直しを行うこと。	
－ 社会保険事務局のブロック化	12
－ 社会保険事務局・社会保険事務所間の業務量格差の是正	13
－ 定型的業務の完全外部化	14
－ 情報システムの活用 等	15
V 社会保険庁改革案を踏まえ、政管健保関係業務全体を公法人（非公務員型）に移行すること。	16

社会保険庁関係

社会保険庁では、昨年１２月までに、組織・業務の抜本的見直しと人員の大幅削減の計画をとりまとめ、積極的な減量効率化をすることとしている。

行政改革事務局から検討を要請された事項

- I 厚生年金・国民年金の適用、徴収、相談等について、原則全ての業務を対象に包括的民間委託を行うこと。包括的民間委託が困難なものがある場合には、当該業務の特定と最低限必要な人員の規模を明らかにすること。
- II 上記の業務の包括的民間委託を前提とした場合、引き続き実施する必要がある関連業務の特定と最低限必要な人員の規模を明らかにすること。

検討結果

- 1 社会保険庁における組織や業務の在り方については、内閣官房長官の下に設けられた「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」において議論をしていただき、平成１７年５月の最終とりまとめにおいて、
 - ・「徴収をはじめとする業務全般について政府が直接関与し、明確かつ十全に運営責任を果たす体制の確立」
 - ・「収納率の向上、サービスの向上、事業運営の効率化等を実現するための構造改革を推進」と示され、
 - ①定型的業務の外部委託の拡大
 - ②市場化テストの実施による外部委託の継続的で大幅な拡大
 - ③システムの刷新等による業務そのものの削減等による合理化を徹底し、人員の大幅な削減を行いつつ、一方で、
 - ④強制徴収や職権適用の拡大等の強化すべき業務へは要員のシフトを図ることとされた。

2 同有識者会議においては、公的年金制度の趣旨を前提として、組織や業務の在り方につき様々な議論を経た上で、①保険料徴収の徹底、②職権適用の拡大、③国民サービスの向上、④内部統制機能の強化、⑤ITガバナンス等の要員を強化する方向が示されたところであり、これらの業務を含む社会保険庁の業務を包括的民間委託することはできない（参考資料1参照）。

3 その後、厚生労働大臣の下に設けられた「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」において、平成17年12月に「社会保険庁の組織・業務改革に伴う人員削減計画」（参考資料2参照）がとりまとめられ、平成18年度から7年以内で、政府管掌健康保険公法人移行分を含め、

①常勤公務員の定員を20%以上純減

②常勤及び非常勤公務員をあわせて10,000人程度純減

とされた。

このうち、①の社会保険庁の定員の純減として、

・事務の集中化による定型的業務の外部委託化等 : 約1,500人

・政府管掌健康保険公法人（非公務員）移行分 : 約2,000人

を削減することとし、

国が責任を持って実施する年金新組織の業務に最低限必要な要員（常勤の職員）として、約13,000人が必要とされた。

※ 5年間では、削減数は約3,000人を超え、削減率は17%を超える。

4 これらに基づき、平成17年12月に閣議決定された「行政改革の重要方針」においても、「保険料の強制徴収等に強化すべき業務への要員のシフトを図りつつ、市場化テストの拡大等による大幅な人員削減等を行う」こととされている。

「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）抜粋

6 社会保険庁改革

(2) 公的年金の運営主体について

ア 公的年金については、確実な保険料の収納と給付を確保するとともに、国民の意向を反映しつつ、適正かつ効率的で透明性のある事業運営を図るため、これまでの組織とは異なる機能・構造等を備えた新たな国の行政機関（厚生労働省の特別の機関）を設置する。

イ 具体的には、事業運営に関する重要事項の決定に際して議を得なければならない機関として「年金運営会議」を設置するとともに、会計監査、業務監査及び個人情報管理監査を行う特別な監査体制を整備し、それぞれ複数の外部専門家を登用する。

ウ あわせて、保険料の強制徴収等の強化すべき業務への要員のシフトを図りつつ、市場化テストの拡大等による大幅な人員削減等を行うとともに、民間企業的な能力主義・実績主義に立った人事評価制度の導入、各都道府県に設置された社会保険事務局の廃止及び新たなブロック機関への集約等の地方組織の抜本改革を行う。また、社会保険オンラインシステムの見直し、年金被保険者・受給者カード等の導入の検討等、各般にわたるIT化の推進・サービス向上のための取組を進める。

社会保険庁における業務区分

- 社会保険庁においては、効率的で質の高いサービスの実現を目指し、可能な業務については積極的に外部委託等を推進し、業務の効率化を図っているところ。
- 一方、被保険者の資格の確定や、適用逃れを防ぐための事業所調査、保険料の額の確定、強制徴収、権利義務の確定に結び付く相談、給付の審査・裁定など、公権力を要する業務や、権利義務に関わる業務並びに業務全体のマネジメント等については、国の職員が実施する必要がある。

業務区分等の分類		国の職員が実施する必要がある業務	民間委託や市場化テストのモデル事業の対象としている主な業務	
			外部委託	市場化テスト
本 庁		・総務、人事、会計、広報、研修 ・業務全般の企画、立案 ・事務局・事務所の指導・監査		
業務センター		・記録の管理 ・システムの企画、開発管理、運用管理	・ソフト開発 ・システム運用、保守管理	
社会保険事務局・社保事務局	内部管理	・総務、人事、会計、広報 ・委託業務の管理 ・事務所の指導・監督		
	適 用	・届出の確認、受理 ・被保険者資格の確定 ・立入検査、職権適用	・通知書等の書類の発送 ・届書等入力	・未適用事業所の把握 ・加入勧奨（文書、電話等） ・巡回説明、加入指導
	徴 収	・届出の確認、受理 ・保険料額の決定、免除 ・強制徴収	・告知書、催告状等の書類の発送 ・届書入力	・納付督促（電話督促、戸別訪問、呼び出し） ・保険料収納（納付受託）
	相 談	・権利義務の確定に結びつく相談	・一般的な相談（電話相談）	
	給 付	・申請の確認、受理 ・給付の審査、裁定 ・年金額改定等の審査、決定	・通知書等の書類の発送 ・届書入力	

社会保険庁の組織・業務改革に伴う人員削減計画

【計画】

行政組織のスリム化と公務員数の純減を図るため、社会保険庁の組織及び業務の改革を進めるに際して、

- ① 定型的業務の外部委託や市場化テストによる外部委託の拡大、システムの刷新等による業務そのものの削減、業務の広域的な集約化等による合理化を徹底するとともに、
- ② その一部を活用して、年金保険料の徴収体制の充実をはじめとした強化すべき業務への人員シフトを図りながら、

平成18年度から24年度までの7年間に、政府管掌健康保険の公法人(非公務員型)への移管を含めて、平成17年度の人員数に比較して、

- ① 常勤公務員の定員を、20%以上純減するとともに、
- ② 常勤及び非常勤の公務員をあわせて、1万人程度の純減を行う。

※新組織への移行は平成20年秋の予定であるが、社会保険オンラインシステムの刷新に5年程度を要し、システムを前提として広域的な集約化を段階的に行う必要があることから、7年間を計画期間として設定。

(参考1) 現時点における試算

<現行の社会保険庁>

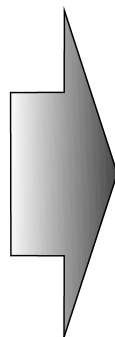
(1) 正規職員	17,365人
(2) 非常勤職員	11,461人
① 謝金職員	5,211人
② 国民年金推進員	3,108人
③ 事務補助員	3,142人

計 28,826人

※平成17年度定員

※謝金職員は週40時間勤務、国民年金推進員は、週30時間勤務の予算定員

※事務補助員は、定員の定めが無いいため、実績を、短期雇用も含めて常勤換算した人数



<年金運営新組織>

・ 正規職員	13,000人程度
・ 非常勤職員	5,200人程度

計 18,200人程度

<本省(地方厚生局)への移管>

・ 正規職員	800人程度 (保険医療の指導監督等)
--------	---------------------

<政管健保の公法人への移管> (非公務員型)

・ 正規職員	2,000人程度①
・ 非常勤職員	1,500人程度②

計 3,500人程度③

<削減> (合理化による減から強化する業務へのシフトを控除した後の純減)

・ 正規職員	1,500人程度の減④
・ 非常勤職員	4,800人程度の減⑤

計 6,300人程度の減⑥

- ・ ①+④=3500人 ⇒ 常勤公務員の定員を20%以上削減
- ・ ③+⑥=9800人 ⇒ 常勤、非常勤を合わせて約1万人の公務員を削減
(※公務員の削減数には、非公務員型の公法人への移管を含む)

(参考2)

社会保険庁の組織・業務改革に伴う人員削減試算の内訳(現時点における試算)

<合理化による減>

		正規職員	非常勤職員	合 計
事務の集中化による定型的業務等の外部委託化		1200～1300人	1400～1500人	2600～2700人
システムの刷新による業務そのものの減		800～ 900人	100～ 200人	900～1000人
バックオフィス業務の効率化		300～ 400人		300～ 400人
社会保険事務局のブロック単位化による減		200～ 300人		200～ 300人
健保給付等業務の効率化		150～ 250人		150～ 250人
小 計		2800～2900人	1600～1700人	4400～4500人
市場化テストによる 外部委託 (モデル実施三事業を 全国実施した場合)	未適用事業所の適用促進		300人程度	300人程度
	国民年金保険料の収納	800～ 900人	2500～2600人	3400～3500人
	年金電話相談センター		800人程度	800人程度
	小 計	800～ 900人	3600～3700人	4500～4600人
合 計		3700～3800人	5300～5400人	9000～9100人

<強化する業務へのシフト>

	正規職員	非常勤職員	合 計
国民年金の保険料の長期未納者に対する強制徴収等	1000人	600人程度	1600人程度
厚年・健保の未加入事業所の職権適用、保険料の滞納整理	500～ 600人		500～ 600人
内部統制機能の強化、オンラインシステム運営体制の強化、 業務品質の向上、団塊世代対策、その他	600～ 700人		600～ 700人
合 計	2100～2200人	600人程度	2700～2800人

<削減>

差し引き	1500人程度	4800人程度	6300人程度
------	---------	---------	---------

(参考3) 合理化方策の具体的な内容

社会保険オンラインシステム刷新可能性調査や、社会保険業務・システムの見直し計画の検討（外部専門事業者に委託して削減可能業務量を試算）を踏まえるとともに、市場化テストの試行の状況を踏まえて、以下の合理化を行う。

1. 事務の集中化による定型的業務の外部委託化	・ 現在、社会保険事務所で受理している申請、届出等の処理を、ブロック単位に1箇所から複数設置する広域的な事務処理センターに集約し、行政の職員と外部委託先の職員が連動して効率的に分担処理する仕組みを構築
2. システムの刷新による業務そのものの減	・ 社会保険オンラインシステムを刷新し、①手作業で行っている処理を自動化する、②社会保険庁が既に保有している情報については、被保険者による届出等の書類への記入を省略、③住民基本ネットワーク、共済組合等の他の公的機関とのデータ連携を図ることにより、職員が行う業務そのものを削減
3. バックオフィス業務の効率化	・ 現在開発中の各省共通の人事給与システム、共済システムの導入や、全庁LANの活用により業務を効率化
4. 社会保険事務局のブロック単位化による減	・ 都道府県単位に設置している社会保険事務局を、ブロック単位に集約
5. 健保給付等業務の効率化	・ 政管健保の給付業務等を公法人に移行する際に、新たなシステムを構築して、業務を効率化
6. 市場化テスト（未適用事業所の適用促進）	・ 厚生年金・健康保険の未適用事業所の把握業務及び加入勧奨業務を包括的に委託
7. 市場化テスト（国民年金保険料の収納）	・ 必要な未納者情報を提供した上で、電話による納付督促、戸別訪問による納付督促及び保険料の納付委託を包括的に委託
8. 市場化テスト（年金電話相談センター）	・ 年金電話相談センターの業務（電話による年金相談、電話による各種通知等への問合せの対応）を委託

(参考 4) 強化する業務の具体的な内容

国民年金の保険料の長期未納者に対する強制徴収等の収納対策など、優先度の高いものから体制強化を行う。

1. 国民年金の保険料の長期未納者に対する強制徴収 等	・ 国民年金の保険料の長期未納者について、年間 60 万人に対して最終催告状を送付して、強制徴収の手続きを行う。 ・ 国民年金の保険料の長期未納者のうち、市町村からの所得情報により免除対象者に該当することが判明した者については、免除の手続きを勧奨する。
2. 厚年・健保の未加入事業所の職権適用、保険料の滞納整理	・ 厚生年金、健康保険の未加入事業所について、重点的な加入指導を行っても手続きを行わない場合は、職権で適用手続を行う。 ・ 厚生年金、健康保険の保険料の滞納処分を進める。
3. 内部統制機能の強化、オンラインシステム運営体制の強化、業務品質の向上、団塊世代対策 等	・ 業務改善、人材育成、監査等の内部ガバナンス機能を強化する。 ・ 社会保険オンラインシステムの運営管理体制を強化し、開発業者へ依存しやすい体質を改め、開発コストの適正化を図るとともに、プログラム誤りの防止を図る。 ・ 年金相談等の業務品質の向上を図る。 ・ いわゆる団塊世代が年金受給権を取得する世代となることによる給付、相談等の業務増に対応する。

社会保険庁関係

行革事務局から検討を要請された事項

III 労働保険との適用・徴収業務の一元化による事務事業の見直しを行うこと。

検討結果

- 1 社会保険と労働保険の徴収事務の一元化については、平成15年10月より、全国の社会保険事務所に社会保険・労働保険徴収事務センターを設置し、一元的に処理できる事務は順次実施。

〔社会保険・労働保険徴収事務センターの実施事務〕

- ①保険料算定の基礎となる賃金や保険料額の届出の受付
- ②賃金・保険料額に関する事業所調査の共同調査
- ③社会保険と労働保険の保険料をいずれも滞納している事業所（共通滞納事業所）について保険料の納付
督促及び滞納整理
- ④事業所説明会の開催

また、社会保険と労働保険の連携の推進について、今通常国会に提出する「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（仮称）」に盛り込むこととしており、運用面においても、今後、社会保険・労働保険徴収事務センターで受け付ける届出の範囲を拡大するなどの措置を講ずる予定。これらの取組みは事業主にとっての利便性の向上に資するが、定員の削減につながるものではない。

【法律改正事項】

- ①社会保険の算定基礎届及び労働保険の年度更新の提出期限を7月10日に統一
- ②報酬等の一部が通貨以外の現物(住居、食事等)で支払われる場合の評価の統一
- ③未適用事業所の解消のため、社会保険の規定を踏まえ、労働保険についても市町村等の官公署に事業所に
関する情報提供を求めることを可能とすること

2 社会保険・労働保険とでは、適用事業所や被保険者の範囲、保険料の算定方式及び納付方式が大きく異なっており、これらを直ちに統一することは制度の根幹に関わることから困難。

また、社会保険・労働保険でそれぞれの記録管理システムを構築していることから、記録を一元的に管理して徴収事務を行うことは困難。

【社会保険と労働保険の比較】

	適用範囲	被保険者の範囲	保険料算定・納付方式
社会保険	・国又は法人の事業所であって、 常時従業員を使用するもの ・常時5人以上の従業員を使用 するもの(農林、サービス、法 務・宗教等を除く)	適用事業所に使用される者 ※ パートタイム労働者 週の所定内労働時間が一般従 業員の4分の3以上	標準報酬月額・標準賞与額方式 (賦課方式)
労働保険	・業種のいかんを問わず労働者 を使用する事業(農林水産の事 業(5人未満の個人経営)の一 部を除く。)	適用事業に雇用される労働者 ※ パートタイム労働者 労災保険:適用 雇用保険:週の所定内労働時 間が20時間以上	賃金総額方式 (申告方式)

社会保険庁関係

行政改革事務局から検討を要請された事項

IV 次の点に留意しつつ、事務事業とその執行体制の抜本的な見直しを行うこと。
－社会保険事務局のブロック化

検討結果

- 1 現在、都道府県ごとに設置されている社会保険事務局（47か所）は、内閣官房長官の下に設けられた「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」において、
 - ・ 内部統制（ガバナンス）の強化
 - ・ 効率的な事業の実施等を図る観点
 - ・ 地方事務官制度に由来する都道府県単位の意識や閉鎖的な組織体質を改める観点から、それを廃止したうえで、ブロック単位に集約化することとされたところである。
- 2 これにより、「社会保険庁の組織・業務改革に伴う人員削減計画」において、社会保険事務局のブロック単位化や、府省共通人事・給与システムの導入、調達事務の集約化等によるバックオフィス業務の効率化により、500人～700人程度の合理化による削減を計画している。
- 3 上記の方針に基づき、平成20年10月に予定されている年金運営新組織の発足に併せて、社会保険事務局のブロック化を行うこととしており、現在、業務内容、体制について検討しているところである。
なお、ブロック化の一部先行実施として、平成18年度中に監査事務のブロック化を行い、地方社会保険監察官をブロック局に集約配置することとしている。

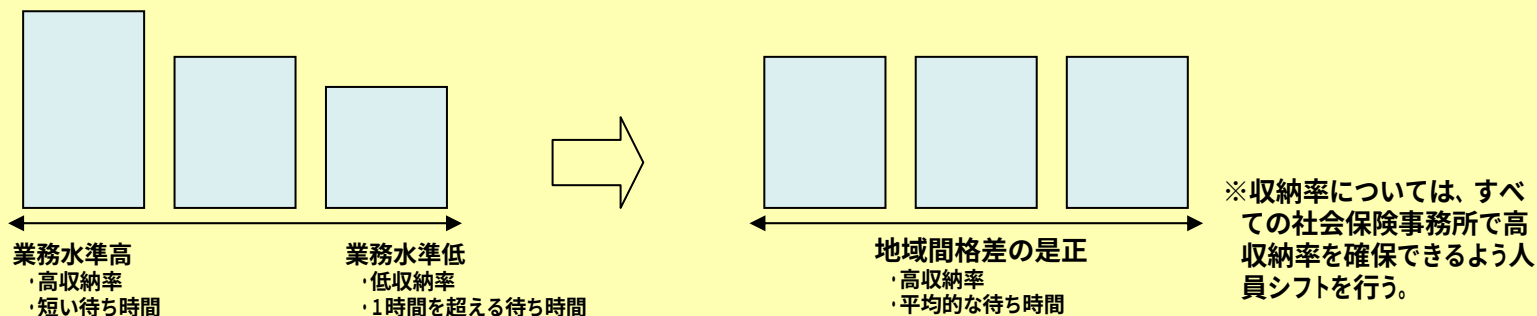
社会保険庁関係

行政改革事務局から検討を要請された事項

IV 次の点に留意しつつ、事務事業とその執行体制の抜本的な見直しを行うこと。
－社会保険事務局・社会保険事務所間の業務量格差の是正

検討結果

- 1 現行の社会保険事務所（312か所）は、内閣官房長官の下に設けられた「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」において、保険料の収納率を向上させるため、①市町村から取得する所得情報の活用、②強制徴収の実施体制の大幅な拡充を図り、さらに、③国民サービスの向上のため窓口機能の拡充を図ることとされたところである。
- 2 こうした中で、社会保険事務局・社会保険事務所職員の人員配置は、各社会保険事務局・社会保険事務所の処理すべき業務量に対して、配置している職員数が少ないため、保険料の収納率が低くなるなど、業務処理水準が低くなっている社会保険事務局・社会保険事務所が存在する。
- 3 このため、平成17年度から平成19年度の3か年において、各社会保険事務局の平成16年度末定員に対して、520人（正規職員）の人員の地域間格差是正を実施することとしている。
また、平成18年度においては、社会保険事務所の配置のアンバランスを是正するための緊急の措置として、社会保険事務所の3増3減を行うこととしている。
- 4 地域間格差の是正により業務水準の地域間格差の是正が図られるが、保険料の収納率の向上や長時間の待ち時間の解消等が求められている中で、全体としての定員の削減にはならない。



社会保険庁関係

行政改革事務局から検討を要請された事項

IV 次の点に留意しつつ、事務事業とその執行体制の抜本的な見直しを行うこと。
－ 定型的業務の完全外部化

検討結果

- 1 社会保険庁では、これまで、①適用関係届書の入力業務や、②電話相談業務、③国民年金保険料納付督促業務及び収納業務、④未適用事業所の巡回説明、⑤年金の振込通知書等の作成・発送業務、⑥社会保険オンラインシステムのソフト開発等について外部委託を行っている。
- 2 また、今後も、各社会保険事務所で実施している定型的業務について、徹底して外部委託を進め、「社会保険庁の組織・業務改革に伴う人員削減計画」では、システム刷新を進めつつ、平成18年度から平成24年度までの7年間に、1,350人～1,550人程度の合理化による削減を計画。
 - (1) 平成18年度においては、新たに、給付関係の届出に係る入力事務を外部委託化し、680人の合理化削減を実施
 - (2) 今後、システム刷新を進めた上で、現在、社会保険事務所で受理している申請、届出等の処理を、ブロック単位に1か所から複数設置する広域的な事務処理センターに集約し、行政の職員と外部委託先の職員が連動して効率的に分担処理する仕組みを構築し、件数の少ないもの等、外部委託ができなかったものについても、一層の外部委託を推進

社会保険庁関係

行政改革事務局から検討を要請された事項

IV 次の点に留意しつつ、事務事業とその執行体制の抜本的な見直しを行うこと。
－情報システムの活用 等

検討結果

- 1 社会保険庁では、昭和55年にオンラインシステムを稼働させるなど、早い時期から情報システム化に取り組み、年金受給権者の増加等に伴う業務量の急速な増大に対し、業務の効率的実施に努めてきた。
※ 平成16年度末において、約7,000万人の被保険者、約3,200万人の年金受給者の個人データを管理
- 2 今後さらに、平成18年度から平成22年度までの5年間で新たな社会保険オンラインシステムの刷新を図るとともに、次のような情報システムを活用した事務処理方法を構築する。
 - ①手作業で行っている処理を自動化
(現在手作業で行っている業務をシステム化し、業務行程の低減や目視によるミスの削減を図る。)
 - ②既保有情報の活用
(社会保険庁が既に保有している情報を予め裁定請求書に印字して、事前に送付(ターンアラウンド)することにより、お客様の負担軽減を図るとともに、請求書の記載内容の確認時間等の削減を図る。)
 - ③他の公的機関とのデータ連携
(住民基本台帳ネットワーク、共済組合等の他の公的機関とのデータ連携を図ることにより、年金受給者や被保険者の氏名変更や住所変更並びに受給者の死亡に係る届書の処理の削減を図る。)
- 3 これにより、「社会保険庁の組織・業務改革に伴う人員削減計画」では、平成18年度から平成24年度までの7年間で、800人～900人程度の削減を計画している。

社会保険庁関係

行政改革事務局から検討を要請された事項

V 社会保険庁改革案を踏まえ、政管健保関係業務全体を公法人（非公務員型）に移行すること。

検討結果

- 1 平成17年12月24日に閣議決定された「行政改革の重要方針」等を踏まえ、政管健保については、平成18年2月10日に「健康保険法等の一部を改正する法律案」を国会に提出したところであり、平成20年10月から「全国健康保険協会」（非公務員型）において運営を行うこととしている。
政管健保の公法人化に伴い、社会保険庁の定員は約2,000人の削減が見込まれているところである。
- 2 なお、政管健保関係業務の適用・徴収業務に関しては、「行政改革の重要方針」に基づき、事務の効率性、企業の負担軽減等の観点から、引き続き公的年金の運営主体において併せて実施することとしている。

「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）抜粋

6 社会保険庁改革

(3) 政管健保の運営主体について

ア 政管健保については、国から切り離し、全国単位の公法人を設置した上で、都道府県単位の財政運営を基本とした事業運営を行う。

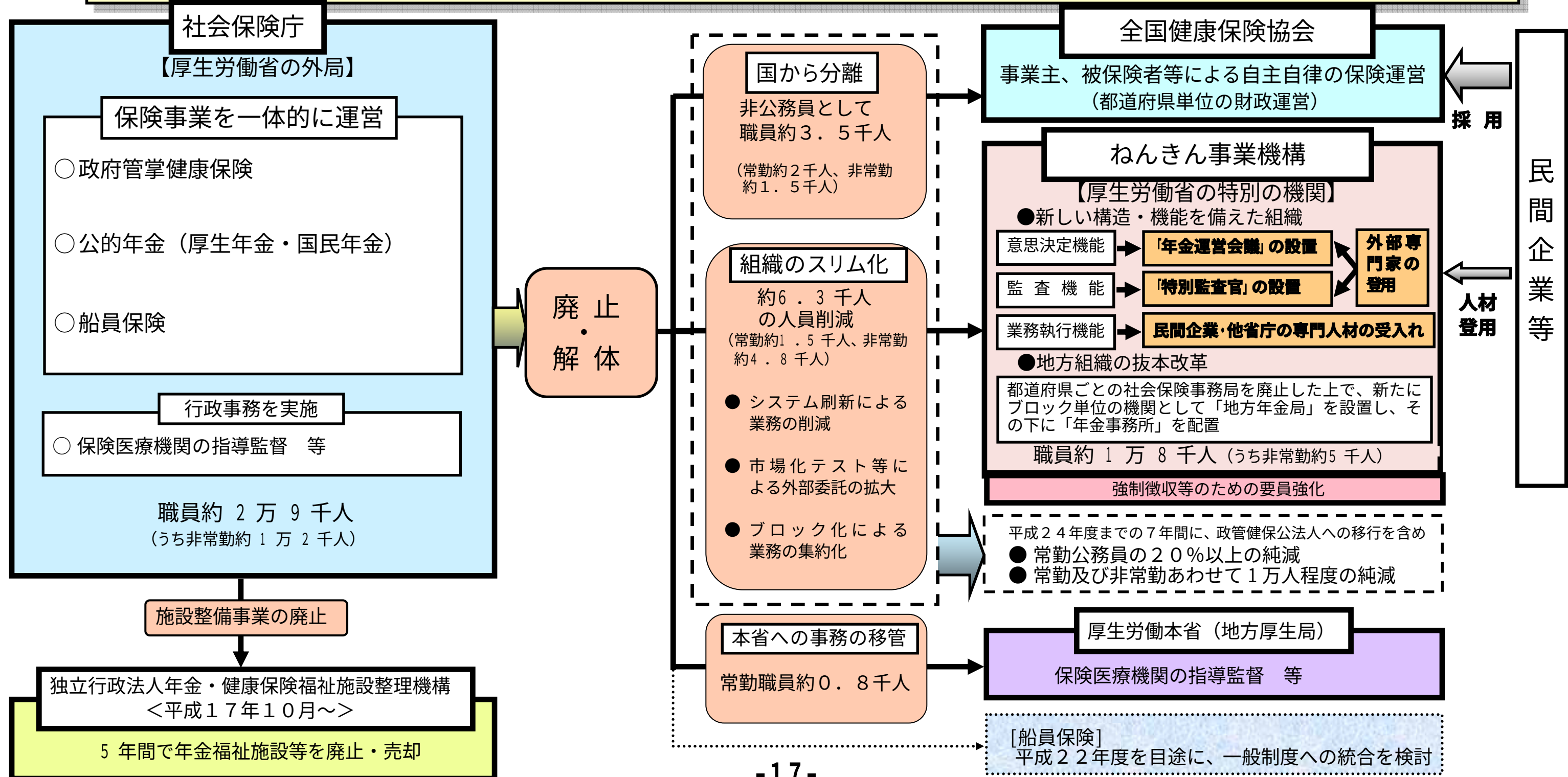
イ 公法人については、関係事業主、被保険者等の意見に基づく自主自律の運営を確保する等、保険者として責任を持った運営を確保する。

ウ 政管健保の「適用」及び「徴収」の事務については、事務の効率性、企業の負担軽減等の観点から、相互の独立性を確保しつつ、公的年金の運営主体において併せて実施する。

社会保険庁改革の在り方

～社会保険庁を廃止・解体し、国民の信頼を得ることのできる新組織を設立～

- 社会保険庁を廃止・解体し、平成20年10月、公的年金及び政管健保について、それぞれ新たな運営主体を設立。
- 公的年金の運営を担う新組織については、
 - ①名実ともに新たな国家行政組織として再出発する観点から、現在の「外局」ではなく、厚生労働省の「特別の機関」として「ねんきん事業機構（仮称）」を設立することとし、
 - ②外部人材の登用による「年金運営会議」及び「特別監査官」といった新しい構造・機能を備えるとともに、
 - ③1万人程度（常勤約3,500人、非常勤約6,300人）の人員削減、民間企業的な人事評価制度の導入、地方組織の抜本改革等の構造改革を行うほか、
 - ④年金受給者や年金保険料負担者等の意向を事業運営に反映させるため、「運営評議会」及び「地域運営評議会」を設ける。
- 今国会に組織改革法案を提出。（国民の信頼に足る新たな組織としての再出発を明らかにするため、厚生労働省設置法の一部改正ではなく、公的年金の業務運営の基本等とともに新組織の設置を定めた新たな単独立法とする。）



政府管掌健康保険の改革について

改革の視点

○ 都道府県単位の財政運営

国と切り離れた保険者として全国健康保険協会を設立し、都道府県ごとに地域の医療費を反映した保険料率を設定するなど、都道府県単位の財政運営を基本とする。

○ 財政運営の安定化

被用者保険の最後の受け皿であることから、解散を認めない法人として政府により設立し、財政運営の安定化のために必要な措置を講ずる。

○ 自主・自律の保険運営

保険料を負担する被保険者等の意見を反映した自主自律の保険運営を確保するとともに、非公務員型の法人とし、業務の合理化・効率化を推進する。

国（厚生労働省）

厚生労働大臣

制度の企画・立案

社会保険庁

政管健保の保険者事務の実施

- 全国一本の保険運営
- 全国一本の保険料率
- 厚生年金と一体の適用徴収

保険者機能の発揮

- ・ 運営の自主性・自律性
- ・ 給付と負担の公平

国（厚生労働省）

設立・監督

公法人

運営委員会

（事業主・被保険者・学識経験者により構成）

理事長

A県支部
（業務執行機関）

評議会

a‰

県単位での財政運営について意見を聴く
（被保険者等で構成）

Z県支部
（業務執行機関）

評議会

z‰

県単位での保険料率に基づく財政運営

本部・支部の業務執行及び財務に対する監査

監事

外部監査

政管健保・厚生年金の実施体制のイメージ

- 適用や保険料徴収の事務については、政管健保と厚生年金の適用事業所が重なっていることから事務の効率性や事業所の負担軽減等を図るため、厚生年金の運営主体において一体的に行う。

